

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

目次

本則

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年 <sup>大</sup> 農林水産省令第一号）（第一条関係）	1
○ 漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成五年 <sup>大</sup> 農林水産省令第二号）（第二条関係）	64
○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年 <sup>内閣府</sup> 農林水産省令第十六号）（第三条関係）	124
○ 農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年 <sup>大</sup> 農林水産省令第一号）（第四条関係）	198
○ 農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（平成十四年 <sup>内閣府</sup> 農林水産省令第一号）（第五条関係）	200

附則

-----	202
-------	-----



○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年<sup>大</sup>農林水産省<sup>藏</sup>令第一号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（金銭債権の証書の範囲）</p> <p>第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第六項第六号の主務省令で定める証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 法第十条第六項第十二号又は第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証券</p> <p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第一条の二 法第十条第六項第六号の二の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</p>	<p>（金銭債権の証書の範囲）</p> <p>第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第六項第六号の主務省令で定める証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 法第十条第六項第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証券</p> <p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第一条の二 法第十条第六項第六号の二の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権</p>

(店頭デリバティブ取引)

第一条の二の二 法第十条第六項第十二号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引(同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為に該当するものを除く。)とする。

(デリバティブ取引の媒介等)

第一条の二の三 法第十条第六項第十二号の二の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引(同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。))に該当するものを除く。)の媒介、取次ぎ又は代理とする。

(金融等デリバティブ取引)

第一条の三 法第十条第六項第十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(削る)

を信託する信託の受益権であるものとする。

(新設)

(新設)

(金融等デリバティブ取引)

第一条の三 法第十条第六項第十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下この項に

おいて「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(次号において「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下この号及び次号におい

(削る)

て「指標利率」という。)の数值を取り決め、その取決めに係る数值と決済日における当該指標利率の現実の数值との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数值を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数值で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引

二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数值をいう。以下この号において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数值で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数值で決済日における現在価値に割り引

(削る)

(削る)

一 (略)

二 当事者が数量を定めた算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によつて決済される取引に限る。)

(削る)

(削る)

いた額の金銭の授受を約する取引

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引

四 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第四項に規定する店頭金融先物取引(前三号に該当するものを除く。第八号において「店頭金融先物取引」という。)

五 (略)

(新設)

六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれ

三| 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

2  
(略)

(組合の信用事業に係る禁止行為)

第十条の三 法第十一条の二の三第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 利用者に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三 (略)

(特定貯金等)

第十条の四 法第十一条の二の四の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

が相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

八| 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等(第十一条第一項第五号イにおいて「取引所金融先物取引等」という。)に該当するものを除く。)

2  
(略)

(組合の信用事業に係る禁止行為)

第十条の三 法第十一条の二の三第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 利用者に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三 (略)

(新設)

- 一 貯金者等（法第十一条の三第一項に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）が受入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの（以下この号において「違約金等」という。）を支払うこととなる貯金等（貯金又は定期積金をいう。以下同じ。）であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該貯金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動により受入金額を下回ることとなるおそれがあるもの
- 二 貯金等のうち、外国通貨で表示されるもの
- 三 貯金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号（ロを除く。）に掲げる取引（通貨の売買に係るものに限る。）が付随するもの

（契約の種類）

第十条の五 法第十一条の二の四において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第十条の三十までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の主務省令で定めるものは、特定貯金等契約（法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下同じ。）とする。

（特定投資家が特定投資家以外の利用者となされる場合の期限日

（新設）

第十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める場合は、組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

(新設)

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める日は、組合が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

(新設)

第十条の七 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の利用者

として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾をした組合のみから対象契約に関して特定投資家以外の利用者として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であっても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 組合(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する組合との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「利用者」という。)又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と利用者等(利用者及び利用者との契約により利用者ファイル(専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以

(新設)

下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 組合の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。

ク)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

2|

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を利用者に対し通知するものであること。ただし、利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第一条の六第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、利用者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を利用者ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、組合の使用に係る電子計算機と、利用者ファイルを備えた利用者等又は組合の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第十条の九 令第一条の六第一項及び第一条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第十条の十二第一項各号に掲げる方法のうち

(新設)

ち組合が用いるもの

二| ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十條の十| 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の主務省令で定める場合は、組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一| 当該日

二| 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2| 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の主務省令で定める日は、組合が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項)

第十條の十一| 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五條各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次

(新設)

(新設)

項において同じ。) に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の第三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。) が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。) には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の第三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の第三第二項の規定による承諾をした組合のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の第三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の第四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 組合の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の第三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「利用者」という。) の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る

(新設)

電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法  
磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
前項各号に掲げる方法は、組合がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、組合の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

第十條の十三 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第一号の主要務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。
- 二 その締結した商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

(新設)

2| 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号の主務省令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一| 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ| 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること

ロ| 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること

二| 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合（同法第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ| 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること

ロ| 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主

（新設）

務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十条の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ 法第十一条の二の四に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（

昭和二十七年法律第八十七号)第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等

二 法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法(平成七年法律第五号)第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該組合との間で特定貯金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事

(新設)

務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項）

第十条の十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

（新設）

2 |

準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした組合のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)

第十条の十七 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十七条の三十一の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十七条の三十一の二において同じ。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

(新設)

- 
- 一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
  - 二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定貯金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
  - 三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）
    - イ 商品の名称（通称を含む。）
    - ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で情報の提供を行う組合の名称又はその通称
    - ハ 利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるない大きさの文字又は数字で表示されているものに限る。）
  - ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨
    - (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第十条の二十二から第十条の二十四まで、第十条の二十六及び第十条の二十九において「契約締結前交付書面」という
-

。)

- (2) 第十条の二十四第一項第一号に規定する外貨貯金等書面
- (3) 第十条の二十四第一項第三号ロに規定する契約変更書面

1) (特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等の表示方法

第十条の十八 組合がその行う特定貯金等契約の締結の事業の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2) 組合がその行う特定貯金等契約の締結の事業の内容について広告等をするときは、令第一条の八第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項)

第十条の十九 令第一条の八第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価(第十条の二十一、第十条の二十五及び第十条の二十七第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下こ

(新設)

(新設)

の条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十条の二十 令第一条の八第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該組合が受入期間を延長する権利を有する特定貯金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定貯金等の金利が市場金利を下回ることにより利用者により不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定貯金等契約に関する重要な事項について利用者の不利益となる事実

(特定貯金等契約の締結の事業の内容について誇大広告をしてはならない事項)

第十条の二十一 準用金融商品取引法第三十七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定貯金等契約の解除に関する事項
- 二 特定貯金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定貯金等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき手数料等の額又は

(新設)

(新設)

その計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第十条の二十二 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七條の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十条の二十六第一項第十一号に掲げる事項

二 第十条の二十六第一項第十二号に掲げる事項

3 組合は、契約締結前交付書面には、第十条の二十六第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七條の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(新設)

(特定貯金等契約に関する情報の提供の方法)

第十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(新設)

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 第十条の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。)に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十条の二十六第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第十条の二十二に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨貯金等書面」という。)を交付している場合(当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

二 特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定貯金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合

を含む。)

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第十条の二十九第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第一条の六の規定並びに第十条の八の規定は、前項第一号の規定による外貨貯金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨貯金等書面を交付した日（この項の規定により外貨貯金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結を行った場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨貯金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定貯金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合におけ

る当該特定貯金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。) から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面に記載する利用者が支払うべき対価に関する事項)

第十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第十条の二十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称(通称を含む。)

(新設)

(新設)

- 三 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 受入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- 六 最低受入金額、受入単位その他の受入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 受入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 十一 利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項  
イ 当該指標  
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 十二 当該組合が受入期間を延長する権利を有する特定貯金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定貯金等の金利が市場金利を下回ることにより利用者により不利となるおそれがある旨
- 十三 次に掲げるものと特定貯金等との組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと

その他当該商品に関する詳細な説明

- イ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの
- ロ 法第十条第六項第十三号に規定する金融等デリバティブ取引
- ハ 法第十条第六項第十五号に規定する有価証券関連店頭デリバティブ取引

十四 変動金利貯金の金利の設定の基準となる指標、金利の設定の方法及び金利に関する事項

十五 当該特定貯金等契約に関する租税の概要

十六 利用者が当該組合に連絡する方法

十七 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十一第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつていない場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 その他特定貯金等の受入れに関し参考となると認められる事項

2

一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の二の四及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に

対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第十条の二十七 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該組合の名称
- 二 受入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額)
- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
- 四 受入日及び満期日(自動継続扱いの有無を含む。)
- 五 払戻しの方法
- 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 七 受入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む。)
- 八 当該特定貯金等契約の成立の年月日
- 九 当該特定貯金等契約に係る手数料等に関する事項

(新設)

十 利用者の氏名又は名称

十一 利用者が当該組合に連絡する方法

2 一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の二の四及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十条の二十八 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し外貨貯金等書面を交付している場合（当該利用者から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定貯金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合

（新設）

を含む。)

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第一条の六の規定並びに第十条の八の規定は、前項第二号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨貯金等書面を交付した日（この項の規定により外貨貯金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結を行った場合（当該利用者から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該締結の日において外貨貯金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定貯金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定貯金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内

に当該契約締結時交付書面に係る特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為)

第十条の二十九 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第十条の三各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、利用者（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

(新設)

ロ 外貨貯金等書面

ハ 契約変更書面

三 特定貯金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四 特定貯金等契約につき、利用者若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は利用者若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五 特定貯金等契約の締結又は解約に関し、利用者（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（特定投資家を相手方とする場合における行為規制の適用除外の例外）

第十条の三十 準用金融商品取引法第四十五条ただし書の主務省令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、利用者の締結した特定貯金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（貯金者等への情報の提供）

第十一条 組合は、法第十一条の三第一項の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

（新設）

（貯金者等への情報の提供）

第十一条 組合は、法第十一条の三第一項の規定により貯金者等（同項に規定する貯金者等をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

<p>一 主要な貯金等の金利の明示</p> <p>二 (略)</p> <p>三 取り扱う貯金等のうち農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示</p> <p>四 (略)</p> <p>五 次に掲げるものと貯金等との組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明</p> <p>イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 法第十条第六項第十五号に規定する有価証券関連店頭デリバティブ取引</p> <p>六 (略)</p> <p>2/4 (略)</p> <p>(金銭債権等と貯金等との誤認防止)</p> <p>第十二条 組合は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、事業の方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏</p>	<p>る。</p> <p>一 主要な貯金等(貯金又は定期積金をいう。以下同じ。)の金利の明示</p> <p>二 (略)</p> <p>三 取り扱う貯金等のうち農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第五十五条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示</p> <p>四 (略)</p> <p>五 次に掲げるものと貯金等との組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明</p> <p>イ 取引所金融先物取引等</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 法第十条第六項第十五号に規定する有価証券店頭デリバティブ取引</p> <p>六 (略)</p> <p>2/4 (略)</p> <p>(金銭債権等と貯金等との誤認防止)</p> <p>第十二条 組合は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、事業の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対</p>
--	---

まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。))並びに前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

三 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

254 (略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券の取扱い)

第十三条 組合は、投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号。第三十五条第二項第十五号の二及び第五十二条において「投資信託法」という。))第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。)又は資産運用会社(同条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。))が当該組合の事務所の一部を使用して同条第三項に規定する投資信託及び同条第二十二項に規定する外国投資信託の受益証券(以下この条において単に「受益証券」という。))を取り扱う場合には、組合が貯金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、利用者

し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。))並びに前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

三 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

254 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券の取扱い)

第十三条 組合は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号。第三十五条第二項第十四号及び第五十二条において「投資信託法」という。))第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該組合の事務所の一部を使用して同条第三項に規定する投資信託及び同条第二十八項に規定する外国投資信託の受益証券(以下この条において単に「受益証券」という。))を取り扱う場合には、組合が貯金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、利用者の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

の誤解を招くおそれのある揭示を行わない等の適切な措置を講じなければならぬ。

(内部規則等)

第十五条 組合は、信用事業（法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。）の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十六条 令第一条の十第五項第一号の貸出金として主務省令で定めるものは、貸借対照表の貸出金勘定（これに類するものを含む。）に計上されるものとする。

2 令第一条の十第五項第二号の債務の保証として主務省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるものとする。

3 令第一条の十第五項第三号の出資として主務省令で定めるものは

(内部規則等)

第十五条 組合は、信用事業（法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。）の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十六条 令第一条の六第五項第一号の貸出金として主務省令で定めるものは、貸借対照表の貸出金勘定（これに類するものを含む。）に計上されるものとする。

2 令第一条の六第五項第二号の債務の保証として主務省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるものとする。

3 令第一条の六第五項第三号の出資として主務省令で定めるものは

、貸借対照表の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資（外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。）として計上されるものとする。

4 令第一条の十第五項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであった社債の保有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手形として計上されるもの

四・五 (略)

5 令第一条の十第七項第二号の主務省令で定める団体は、次に掲げる者とする。

一～六 (略)

(法第十一条の四第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十七条 法第十一条の四第一項本文に規定する組合の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額（第二十条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人

、貸借対照表の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資（外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。）として計上されるものとする。

4 令第一条の六第五項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるものうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであった社債の保有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第一項第八号に規定する約束手形として計上されるもの

四・五 (略)

5 令第一条の六第七項第二号の主務省令で定める団体は、次に掲げる者とする。

一～六 (略)

(法第十一条の四第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十七条 法第十一条の四第一項本文に規定する組合の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額（第二十条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人

に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号、第五十一条の二において「財務諸表規則」という。)第八条第二

十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・五 (略)

六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

ハ 証券金融会社(金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。)に対して担保を徴求して貸し付ける有価証券の額のうち当該担保の額

七 (略)

2・3 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十八条 令第一条の第十八項第二号の主務省令で定める者は、次に掲げる者(同条第十項に規定する法人を除く。)とする。

一〜三 (略)

に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号、第五十一条の二において「財務諸表規則」という。)第八条第二

十一項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・五 (略)

六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

ハ 証券金融会社(証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社をいう。)に対して担保を徴求して貸し付ける有価証券の額のうち当該担保の額

七 (略)

2・3 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十八条 令第一条の六第八項第二号の主務省令で定める者は、次に掲げる者(同条第十項に規定する法人を除く。)とする。

一〜三 (略)

2 令第一条の十第八項第四号の主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一～三 (略)

3 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第二十一条 第十八条第二項の規定は、令第一条の十第九項第五号の主務省令で定める理由について準用する。この場合において、第十八条第二項第二号中「組合」とあるのは「組合又はその子会社等（法第十一条の四第二項前段に規定する子会社等をいう。）」と、「出資総額」とあるのは「出資総額又は資本金」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の総合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と、「第十一条の四第一項本文」とあるのは「第十一条の四第二項前段」と読み替えるものとする。

2 (略)

(地方公共団体が主たる構成員等となっている営利を目的としない法人)

第二十二条 令第一条の十第十項の主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 地方住宅供給公社

2 令第一条の六第八項第四号の主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一～三 (略)

3 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第二十一条 第十八条第二項の規定は、令第一条の六第九項第五号の主務省令で定める理由について準用する。この場合において、第十八条第二項第二号中「組合」とあるのは「組合又はその子会社等（法第十一条の四第二項前段に規定する子会社等をいう。）」と、「出資総額」とあるのは「出資総額又は資本金」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の総合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と、「第十一条の四第一項本文」とあるのは「第十一条の四第二項前段」と読み替えるものとする。

2 (略)

(地方公共団体が主たる構成員等となっている営利を目的としない法人)

第二十二条 令第一条の六第十項の主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 地方住宅供給公社

- 二 地方道路公社
- 三 土地開発公社
- 四 農業信用基金協会

(農業協同組合に類する者)

第三十三条 (略)

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ〜ハ (略)

二 漁業協同組合(水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、又は水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)(漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社(銀行に限る。)を含む。)

ホ (略)

二・三 (略)

- 二 地方道路公社
- 三 土地開発公社
- 四 農業信用基金協会

(農業協同組合に類する者)

第三十三条 (略)

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ〜ハ (略)

二 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、又は水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)(漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社(銀行に限る。)を含む。)

ホ (略)

二・三 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第三十四条 法第十一条の四十七第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 (略)

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務については、信託子会社等(法第十一条の四十七第二項第六号に掲げる信託子会社等をいう。次項第五号、次条第二項第二十七号及び第二十八号において同じ。)を有する場合に限る。次項第四号において同じ。)

2 法第十一条の四十七第一項第三号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 累積投資契約(金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する

(証券専門会社等の業務等)

第三十四条 法第十一条の四十七第一項第二号の主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

(新設)

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務(同項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務については、信託子会社等(法第十一条の四十七第二項第六号に掲げる信託子会社等をいう。次条第二項第二十七号及び第二十八号において同じ。)を有する場合に限る。次項第四号において同じ。)

2 法第十一条の四十七第一項第三号の主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

(新設)

一 累積投資契約(証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する

する累積投資契約をいう。)の締結の媒介

三| 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の  
貸借の媒介

四| 前項第二号に掲げる業務

五| 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当する  
ものを除き、次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる  
業務については、信託子会社等を有する場合に限る。)

3・4 (略)

5 法第十一条の四十七第一項第六号の新たな事業分野を開拓する会  
社として主務省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引  
法第二十六条に規定する金融商品取引所をいう。第五十二条に  
おいて同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第  
一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者で  
ある会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式  
会社とする。

一〜三 (略)

6〜10 (略)

(従属業務等)

第三十五条 (略)

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次  
に掲げる業務(農業協同組合のために行う場合を含む。)とする。

一・一の二 (略)

累積投資契約をいう。)の締結の媒介

二| 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借  
の媒介

三| 前項第一号に掲げる業務

四| 次条第二項各号に掲げる業務

3・4 (略)

5 法第十一条の四十七第一項第六号の新たな事業分野を開拓する会  
社として主務省令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二  
十六条に規定する証券取引所をいう。第五十二条において同じ。  
)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価  
証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社  
であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一〜三 (略)

6〜10 (略)

(従属業務等)

第三十五条 (略)

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次  
に掲げる業務(農業協同組合のために行う場合を含む。)とする。

一・一の二 (略)

一の三 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の四 削除

一の五・一の六 （略）

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務（同項第八号に掲げる業務、有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三〇四の二 （略）

五 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

六 削除

七 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第三項に規定する商品投資顧問業

八〇十二 （略）

十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な

一の三 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の四 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の五・一の六 （略）

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務（同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第五号及び第六号に掲げる業務その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三〇四の二 （略）

五 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第一項に規定する抵当証券業

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。）

七 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業

八〇十二 （略）

十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な

資金を供給する業務

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十四 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務(投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。)

十五 投資助言業務(金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資一任契約(同法第二條第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。)に係る業務

十五の二 投資信託法第二條第一項に規定する特定資産(不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。)に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第五号及び前二号に該当するものを除く。)

十五の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

資金を供給する業務

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十四 投資信託法第二條第十六項に規定する投資信託委託業及び同條第十七項に規定する投資法人資産運用業(投資信託法第三十四條の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。))を含む。

十五 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十年法律第七十四号)第二條第二項に規定する投資顧問業又は同條第四項に規定する投資一任契約に係る業務

(新設)

(新設)

十六〇二十の二 (略)

二十の三 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

二十の四 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

二十一 (略)

二十二 有価証券に関する顧客の代理

二十三・二十四 (略)

二十五 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

二十六〇三十一 (略)

十六〇二十の二 (略)

(新設)

(新設)

二十一 (略)

二十二 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

二十三・二十四 (略)

二十五 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第六号に該当するものを除く。）

二十六〇三十一 (略)

357 (略)

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第三十七条 法第十一条の四十七第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第三十五条第二項第一号から第二十号の四まで及び第二十六号に掲げる業務

二・三 (略)

(余裕金運用の方法)

第五十二条 令第三条の五第三項第五号の主務省令で定める方法は、証券投資信託の受益証券(同条第一項第五号に規定するものを除く。 )又は金融商品取引所に上場されている投資信託法第二条第十五項に規定する投資証券(その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同条第十二項に規定する投資法人が発行したものに限る。)の取得とする。

2 前項に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出資の持分(その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第八号に規定する契約に係るものに限る。)及び信託の受益権(不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託に係るも

357 (略)

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第三十七条 法第十一条の四十七第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第三十五条第二項第一号から第二十号の二まで及び第二十六号に掲げる業務

二・三 (略)

(余裕金運用の方法)

第五十二条 令第三条の五第三項第五号の主務省令で定める方法は、証券投資信託の受益証券(同条第一項第五号に規定するものを除く。 )又は証券取引所に上場されている投資信託法第二条第二十二項に規定する投資証券(その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同法第二条第十九項に規定する投資法人が発行したものに限る。)の取得とする。

2 前項に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第八号に掲げる不動産、同条第九号に掲げる不動産の賃借権、同条第十号に掲げる地上権、同条第十五号に掲げる信託の受益権(同号二又はホに掲げる資産のみを信託する信託に係るものに限る。)及び同条第十六号に掲げる出資の持分(その出資された財産を同条第八号から第十号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第十六号に規

のに限る。)とする。

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一〜三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀

定する契約に係るものに限る。)とする。

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一〜三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され

行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 中小企業等協同組合法第六十二条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五

、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第六十二条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により

第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十条の規定により解散を命ぜられた場合

(9)・(10) (略)

ホゝチ (略)

五・六 (略)

(特定信用事業代理業に係る内部規則等)

第五十七条の十九 特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に<sup>レ</sup>応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(7) (略)

(8) 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9)・(10) (略)

ホゝチ (略)

五・六 (略)

(特定信用事業代理業に係る内部規則等)

第五十七条の十九 特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に<sup>レ</sup>応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(特定信用事業代理業に係る禁止行為)

第五十七条の二十三 準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に依り、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二〇六 (略)

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十二条の五において

読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第五十七条の三十

一の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十

八条各号の規定に違反する行為

四・五 (略)

(特定信用事業代理業に係る禁止行為)

第五十七条の二十三 準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に依り、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二〇六 (略)

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五の規定に違反する行為

四・五 (略)

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類  
似行為）

第五十七条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務

省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づき行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定貯金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で情報の提供を行う特定信用事業代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 顧客が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格

（新設）

、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさの文字又は数字で表示されているものに限る。）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九まで、第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十四において「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第五十七条の三十一の九第一項第二号に規定する契約変更書面

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等の表示方法）

第五十七条の三十一の三 特定信用事業代理業者がその行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 特定信用事業代理業者がその行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業の内容について広告等をするときは、令第五条の五第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は

（新設）

数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第五十七条の三十一の四 令第五条の五第一号の主務省令で定めるも

のは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第五十七条の三十一の六、第五十七条の三十一の十及び第五十七条の三十一の十二第一項第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（新設）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五十七条の三十一の五 令第五条の五第三号の主務省令で定める事

（新設）

項は、次に掲げる事項とする。

一 当該特定信用事業代理業者の所属組合が受入期間を延長する権利を有する特定貯金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定貯金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利

となるおそれがある旨

二 その他当該特定貯金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容について誇大広告をしてはならない事項)

第五十七条の三十一の六 準用金融商品取引法第三十七条第二項の主

務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約の解除に関する事項

二 特定貯金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定貯金等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第五十七条の三十一の七 契約締結前交付書面には、準用金融商品取

引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、日本工業規格Z八

三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる

(新設)

(新設)

事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十七条の三十一の十一第一項第十一号に掲げる事項

二 第五十七条の三十一の十一第一項第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十七条の三十一の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する情報の提供の方法)

第五十七条の三十一の八 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十七条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項

(新設)

(新設)

ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第五十七条の三十一の十四第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 第十条の二十四第二項の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面に記載する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第五十七条の三十一の十 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類、ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をするこ

（新設）

とができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第五十七条の三十一の十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称(通称を含む。)
- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 受入期間(自動継続扱いの有無を含む。)
- 六 最低受入金額、受入単位その他の受入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 受入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む。)
- 十一 顧客が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

(新設)

- 
- イ 当該指標
- ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 十二 当該特定信用事業代理業者の所属組合が受入期間を延長する権利を有する特定貯金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定貯金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 十三 次に掲げるものと特定貯金等との組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明
- イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
- ロ 法第十条第六項第十三号に規定する金融等デリバティブ取引
- ハ 法第十条第六項第十五号に規定する有価証券関連店頭デリバティブ取引
- 十四 変動金利貯金の金利の設定の基準となる指標、金利の設定の方法及び金利に関する事項
- 十五 当該特定貯金等契約に関する租税の概要
- 十六 顧客が当該特定信用事業代理業者の所属組合に連絡する方法
- 十七 当該特定信用事業代理業者の所属組合が対象事業者となつて  
いる認定投資者保護団体の有無（対象事業者となつて  
いる認定投資者保護団体の名称）
- あつては、当該認定投資者保護団体の名称）
- 十八 その他特定貯金等の受入れに関し参考となると認められる事
-

項

2| 一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一條の二の四及び第九十二條の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第五十七條の三十一の十二 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七條の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該特定信用事業代理業者の所属組合の名称
- 二 受入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額)
- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五條に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
- 四 受入日及び満期日(自動継続扱いの有無を含む。)
- 五 払戻しの方法
- 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事

(新設)

項

七 受入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

八 当該特定貯金等契約の成立の年月日

九 当該特定貯金等契約に係る手数料等に関する事項

十 顧客の氏名又は名称

十一 顧客が当該特定信用事業代理業者の所属組合に連絡する方法

2 一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の二の四及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第五十七条の三十一の十三 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約が成立した場合には、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締

（新設）

結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

- 二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 第十条の二十八第二項の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為)

第五十七条の三十一の十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第五十七条の二十三各号に掲げる行為
- 二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯

(新設)

金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う行為

三 特定貯金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四 特定貯金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五 特定貯金等契約の締結又は解約に関して、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（組合がその経営を支配している法人）

第五十七条の三十二 令第五条の七第三号の主務省令で定めるものは、当該組合の子法人等とする。

（届出事項等）

第五十八条（略）

2 前項第十五号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

（組合がその経営を支配している法人）

第五十七条の三十二 令第五条の五第三号の主務省令で定めるものは、当該組合の子法人等とする。

（届出事項等）

第五十八条（略）

2 前項第十五号に規定する「不祥事件」とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

<p>一・二 (略)</p> <p>三 法第十一条の二の三、法第十一条の二の四において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号、準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 法第十一条の二の三又は準用銀行法第五十二条の四十五の規定に違反する行為</p> <p>四・五 (略)</p>
---	--

○ 漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成五年<sup>大</sup>農林水産省<sup>蔵</sup>令第二号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（デリバティブ取引の媒介等）</p> <p>第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）<sup>第十一</sup>条第三項第十一号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<sup>第二</sup>条第二十項に規定するデリバティブ取引（同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八條第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>第二条 削除</p> <p>（員外利用の範囲）</p> <p>第三条 法<sup>第十一</sup>条第七項、<sup>第八十七</sup>条第九項、<sup>第九十三</sup>条第六項及び<sup>第九十七</sup>条第七項の主務省令で定める債務の保証又は手形の引受けは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条及び第二条 削除</p> <p>（員外利用の範囲）</p> <p>第三条 水産業協同組合法（以下「法」という。）<sup>第十一</sup>条第七項、<sup>第八十七</sup>条第九項、<sup>第九十三</sup>条第六項及び<sup>第九十七</sup>条第七項の主務省令で定める債務の保証又は手形の引受けは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(組合若しくは連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権)

第七条 (略)

2 法第十一条の六第三項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、組合若しくは連合会又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができ、るものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号。以下「投資信託法」という。)第十条の規定により当該組合若しくは連合会又はその子会社が投資信託委託会社(投資信託法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。)としてその行使について指図を行う議決権とする。

3・4 (略)

(組合の信用事業に係る禁止行為)

第七条の四 法第十一条の六の三第四号(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 利用者に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

(組合若しくは連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権)

第七条 (略)

2 法第十一条の六第三項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、組合若しくは連合会又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができ、るものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号。以下「投資信託法」という。)第二十二条の規定により当該組合若しくは連合会又はその子会社が投資信託法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う議決権とする。

3・4 (略)

(組合の信用事業に係る禁止行為)

第七条の四 法第十一条の六の三第四号(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 利用者に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三 (略)

(特定貯金等)

第七条の五 法第十一条の六の四(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)  
の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貯金者等(法第十一条の七第一項に規定する貯金者等をいう。以下同じ。)が受入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの(以下この号において「違約金等」という。)を支払うこととなる貯金等(貯金又は定期積金をいう。以下同じ。)  
であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該貯金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標に係る変動により受入金額を下回ることとなるおそれがあるもの
- 二 貯金等のうち、外国通貨で表示されるもの
- 三 貯金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号(ロを除く。)に掲げる取引(通貨の売買に係るものに限る。)が付随するもの

(契約の種類)

第七条の六 法第十一条の六の四において読み替えて準用する金融商品取引法(次条から第七条の三十一までにおいて「準用金融商品取

二・三 (略)

(新設)

(新設)

引法」という。)第三十四条の主務省令で定めるものは、特定貯金等契約(法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下同じ。)とする。

一 (特定投資家が特定投資家以外の利用者となされる場合の期限日)

第七条の七 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める場合は、組合又は連合会が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合又は連合会の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める日は、組合又は連合会が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第七条の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四

(新設)

(新設)

条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の利用者として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾をした組合又は連合会のみから対象契約に關して特定投資家以外の利用者として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第七条の九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 組合又は連合会（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する組合又は連合会との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）

（新設）

又は当該組合若しくは連合会の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者及び利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者

の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を利用者に対し通知するものであること。ただし、利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日ま

での間) 次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾(令第九条の二第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、利用者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を利用者ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、組合又は連合会の使用に係る電子計算機と、利用者ファイルを備えた利用者等又は組合

若しくは連合会の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第七条の十 令第九条の二第一項及び第九条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第七条の十三第一項各号に掲げる方法のうち組合又は連合会が用いるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合又は連合会が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合又は連合会の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2| 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合又は連合会が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅

(新設)

(新設)

い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)(に關して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。))が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)(には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 期限日以前に締結した対象契約に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであるも、申出者を特定投資家として取り扱う旨
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした組合又は連合会のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第七条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以

(新設)

(新設)

下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 組合又は連合会の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「利用者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該組合又は連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、組合又は連合会がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、組合又は連合会の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

第七条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。
- 二 その締結した商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号の主務省令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること

二 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合(同法第二条に規定する有限責任事業組合をいう。)の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員

(新設)

である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第七條の十七において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定す

（新設）

るデリバティブ取引をいう。)に係る権利

ハ 法第十一条の六の四に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五十五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法（平成十六年法律第五百四十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第

三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第

八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該組合又は連合会との間で特定貯金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七条の十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、組合又は連合会が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合又は連合会の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、組合又は連合会が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内

（新設）

の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項)

第七条の十七 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準

用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした組合又は連合会のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)

(新設)

第七条の十八 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定め

(新設)

る行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十条の三十一の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十条の三十一の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定貯金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で

情報の提供を行う組合又は連合会の名称又はその通称

ハ 利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きい大きさの文字又は数字で表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（第七条の二十三から第七条の二十五まで、第七条の二十七及び第七条の三十において「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第七条の二十五第一項第一号に規定する外貨貯金等書面

(3) 第七条の二十五第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等の表示方法

第七条の十九 組合又は連合会がその行う特定貯金等契約の締結の事

（新設）

業の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするとき、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければなら

ない。  
2 組合又は連合会がその行う特定貯金等契約の締結の事業の内容に

ついて広告等をするときは、令第九条の四第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項)

第七条の二十 令第九条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価(第七条の二十二、第七条の二十六及び第七条の二十八第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七条の二十一 令第九条の四第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該組合又は連合会が受入期間を延長する権利を有する特定貯金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定貯金等の金利が市場金利を下回ることにより利用者により不利となるおそれがある旨

(新設)

(新設)

二 其他当該特定貯金等契約に関する重要な事項について利用者の不利益となる事実

(特定貯金等契約の締結の事業の内容について誇大広告をしてはならない事項)

第七条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の主務省令で

定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約の解除に関する事項

二 特定貯金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定貯金等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第七条の二十三 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三

十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法(昭和二十四  
年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格  
」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字  
及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる  
事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以

(新設)

(新設)

上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七条の二十七第一項第十一号に掲げる事項

二 第七条の二十七第一項第十二号に掲げる事項

3 組合又は連合会は、契約締結前交付書面には、第七条の二十七第

一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定貯金等契約に関する情報の提供の方法)

第七条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(新設)

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 第七条の五第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げ

るものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七条の二十七第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二 特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定貯金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第七条の三十第二号ハにおいて「契約変更書面」

という。)を交付しているとき。

2| 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の二の規定並びに第七条の九の規定は、前項第一号の規定による外貨貯金等書面の交付及び同項第三号口の規定による契約変更書面の交付について準用する。

3| 外貨貯金等書面を交付した日(この項の規定により外貨貯金等書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結を行った場合(当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)には、当該締結の日において外貨貯金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4| 契約締結前交付書面を交付した日(第一項第一号の規定により特定貯金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定貯金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面に記載する利用者が支払うべき対価に関する事項)

第七条の二十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の

(新設)

主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第七条の二十七 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称（通称を含む。）
- 三 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 受入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- 六 最低受入金額、受入単位その他の受入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 受入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方

（新設）

法を含む。)

- 十一 利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項  
イ 当該指標  
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 十二 当該組合又は連合会が受入期間を延長する権利を有する特定貯金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定貯金等の金利が市場金利を下回ることにより利用者にも不利となるおそれがある旨
- 十三 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のものと特定貯金等との組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明
- 十四 変動金利貯金の金利の設定の基準となる指標、金利の設定の方法及び金利に関する事項
- 十五 当該特定貯金等契約に関する租税の概要
- 十六 利用者が当該組合又は連合会に連絡する方法

十七 当該組合又は連合会が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつていない場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称

十八 その他特定貯金等の受入れに関し参考となると認められる事項

2 | 一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の六の四及び第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合又は連合会は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第七条の二十八 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該組合又は連合会の名称  
二 受入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、

（新設）

当該外国通貨で表示される元本の額)

三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別

四 受入日及び満期日(自動継続扱いの有無を含む。)

五 払戻しの方法

六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

七 受入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む。)

八 当該特定貯金等契約の成立の年月日

九 当該特定貯金等契約に係る手数料等に関する事項

十 利用者の氏名又は名称

十一 利用者が当該組合又は連合会に連絡する方法

2 一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の六の四及び第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合又は連合会は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場

合)

第七条の二十九 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七條の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し外貨貯金等書面を交付している場合（当該利用者から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定貯金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2| 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項及び令第九条の二の規

(新設)

定並びに第七条の九の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨貯金等書面を交付した日（この項の規定により外貨貯金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結を行った場合（当該利用者から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り。）には、当該締結の日において外貨貯金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定貯金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定貯金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為）

第七条の三十 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第七条の四各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、利用者（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定

（新設）

- 投資家以外の利用者とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約を締結する行為
- イ 契約締結前交付書面
  - ロ 外貨貯金等書面
  - ハ 契約変更書面
- 三 特定貯金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 四 特定貯金等契約につき、利用者若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は利用者若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
- 五 特定貯金等契約の締結又は解約に関し、利用者（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（特定投資家を相手方とする場合における行為規制の適用除外の例外）

第七条の三十一 準用金融商品取引法第四十五条ただし書の主務省令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、利用者の締結した特定貯金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（貯金者等に対する情報の提供）

第八条 組合又は連合会は、法第十一条の七第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な貯金等の金利の明示

二 (略)

三 取り扱う貯金等のうち農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四 (略)

五 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）と貯金等との

（新設）

（貯金者等に対する情報の提供）

第八条 組合又は連合会は、法第十一条の七第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等（法第十一条の七第一項に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な貯金等（貯金又は定期積金をいう。以下同じ。）の金利の明示

二 (略)

三 取り扱う貯金等のうち農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四 (略)

五 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等と貯金等との組合せによる受入

組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

六 (略)

2 (略)

(投資信託等と貯金等との誤認防止)

第九条 組合又は連合会は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 投資信託法第二条第三項に規定する投資信託及び同条第二十二項に規定する外国投資信託の受益証券(次条において「受益証券」という。)

二 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

三 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。))並びに前号に掲げる有価証券を除く。)

れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

六 (略)

2 (略)

(投資信託等と貯金等との誤認防止)

第九条 組合又は連合会は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 投資信託法第二条第三項に規定する投資信託及び同条第二十八項に規定する外国投資信託の受益証券(次条において「受益証券」という。)

二 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

三 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。))並びに前号に掲げる有価証券を除く。)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券の取扱い)

第十条 組合又は連合会は、投資信託委託会社又は資産運用会社(投資信託法第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ)が当該組合又は当該連合会の事務所の一部を使用して受益証券を取り扱う場合には、組合又は連合会が貯金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、利用者の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第十三条 組合又は連合会は、信用事業(法第十一条の四第二項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する信用事業をいう。第三十九条第一項第一号を除き、以下同じ。)の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しな

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券の取扱い)

第十条 組合又は連合会は、投資信託法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該組合又は当該連合会の事務所の一部を使用して受益証券を取り扱う場合には、組合又は連合会が貯金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、利用者の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第十三条 組合又は連合会は、信用事業(法第十一条の四第二項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する信用事業をいう。第三十九条第一項第一号を除き、以下同じ。)の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しな

ればならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 令第十条第五項第四号(同条第十一項及び第十五項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるものうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであった社債の保有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手形として計上されるもの

四・五 (略)

5 (略)

(法第十一条の八第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十五条 法第十一条の八第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の八第一項本文に

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 令第十条第五項第四号(同条第十一項及び第十五項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるものうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであった社債の保有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第一項第八号に規定する約束手形として計上されるもの

四・五 (略)

5 (略)

(法第十一条の八第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十五条 法第十一条の八第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の八第一項本文に

規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。

第四十四条の二において「財務諸表規則」という。)第八條第十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・五 (略)

六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額  
イ・ロ (略)

ハ 証券金融会社(金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。)に対して担保を徴求して貸し付ける有価証券の額のうち当該担保の額

七 (略)

2・3 (略)

(組合に類する者)

第二十五条の二 (略)

規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。

第四十四条の二において「財務諸表規則」という。)第八條第十一項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・五 (略)

六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額  
イ・ロ (略)

ハ 証券金融会社(証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社をいう。)に対して担保を徴求して貸し付ける有価証券の額のうち当該担保の額

七 (略)

2・3 (略)

(組合に類する者)

第二十五条の二 (略)

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ (略)

ニ 農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ (略)

二・三 (略)

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 (略)

2 法第十七条の二第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ (略)

ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ (略)

二・三 (略)

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 (略)

2 法第十七条の二第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一〇一の四 (略)

二 法第十一条第三項各号及び第九十三条第二項各号に掲げる業務  
(法第十一条第三項第七号及び第九十三条第二項第七号に掲げる業務、有価証券関連連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。))その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三〇五 (略)

六 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務(投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。)

七 投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。))又は投資一任契約(同法第二十八条第十二号に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。))に係る業務

七の二 投資顧問契約(金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。))又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

七の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

一〇一の四 (略)

二 法第十一条第三項各号及び第九十三条第二項各号に掲げる業務  
(法第十一条第三項第七号及び第九十三条第二項第七号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三〇五 (略)

六 投資信託法第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業(投資信託法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。))を含む。

七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

(新設)

(新設)

八〇十三 (略)

十三の二 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号並びに次項第十七号の四及び第十七号の五において同じ。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十三の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十四・十五 (略)

3 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む。)

一・一の二 (略)

一の三 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法

八〇十三 (略)

(新設)

(新設)

十四・十五 (略)

3 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む。)

一・一の二 (略)

一の三 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機

律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一 の四 削除

一 の五 二 の二 （略）

三 法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる業務（法第八十七条第四項第七号及び第九十七条第三項第七号に掲げる業務、有価証券関連業務その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三 の二 三 の四 （略）

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十

六号）第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 十一 （略）

十二 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一 の四 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業

一 の五 二 の二 （略）

三 法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる業務（法第八十七条第四項第七号及び第九十七条第三項第七号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三 の二 三 の四 （略）

四 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）第二条第一項に規定する抵当証券業

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。）

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業

七 十一 （略）

十二 投資信託法第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（投資信託法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）を含む

十三 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務

十三の二 投資信託法第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十三の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行う業務

十四～十七の三 （略）

十七の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十七の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

む。）

十三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

（新設）

（新設）

十四～十七の三 （略）

（新設）

（新設）

十八 (略)

十九 有価証券に関する顧客の代理

二十・二十一 (略)

二十二 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

二十三～二十八 (略)

（連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等）

第二十七条 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二十八条第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第百二十一号）第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 (略)

三 前条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、前条第三項第二十四号から第二十六号までに掲げる

十八 (略)

十九 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

二十・二十一 (略)

二十二 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令（昭和四十年政令第百二十一号）第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号に該当するものを除く。）

二十三～二十八 (略)

（連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等）

第二十七条 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

（新設）

一 (略)

二 前条第三項各号に掲げる業務（同項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る

業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

2 法第八十七条の三第一項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第七項第一号イにおいて同じ。）の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 前条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、前条第三項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

3・4 （略）

5 法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同

。次項第四号において同じ。）

2 法第八十七条の三第一項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第七項第一号イにおいて同じ。）の主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

（新設）

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 前条第三項各号に掲げる業務

3・4 （略）

5 法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条

法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

6～14 (略)

(連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第三十条 法第八十七条の三第四項(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二十六条第三項第一号から第十七号の五まで及び第二十三号に掲げる業務

二・三 (略)

(余裕金運用の方法)

第四十五条 令第二十二条第四項第六号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 金融商品取引所に上場されている投資信託法第二条第十五項に規定する投資証券(その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同条第十二項に規定する投資法人が発行したものに限り。)の取得

2 前項第三号に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人

第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

6～14 (略)

(連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第三十条 法第八十七条の三第四項(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二十六条第三項第一号から第十七号の三まで及び第二十三号に掲げる業務

二・三 (略)

(余裕金運用の方法)

第四十五条 令第二十二条第四項第六号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 証券取引所に上場されている投資信託法第二条第二十二項に規定する投資証券(その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同条第十九項に規定する投資法人が発行したものに限り。)の取得

2 前項第三号に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人

に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出資の持分（その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用すること

を定めた同条第八号に規定する契約に係るものに限る。）及び信託の受益権（不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限る。）とする。

（特定信用事業代理業の許可の審査）  
第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第二百一条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一〜三 （略）

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ （略）

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト②

に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第八号に掲げる不動産、同条第九号に掲げる不動産の賃借権、同条第十号に掲げる地上権、同条第十五号に掲げる信託の受益権（同号二又はホに掲げる資産のみを信託する信託に係るものに限る。）及び同条第十六号に掲げる出資の持分（その出資された財産を同条第八号から第十号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第十六号に規定する契約に係るものに限る。）とする。

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第二百一条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一〜三 （略）

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ （略）

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト②

において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許若しくは同法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許若しくは同法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9)・(10) (略)

ホクチ (略)

五・六 (略)

(特定信用事業代理業に係る内部規則等)

第五十条の十九 特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健

を取り消された場合

(6) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(7) (略)

(8) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9)・(10) (略)

ホクチ (略)

五・六 (略)

(特定信用事業代理業に係る内部規則等)

第五十条の十九 特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務

全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定信用事業代理業に係る禁止行為）

第五十条の二十三 準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に  
じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二〇六 （略）

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一 （略）

2 （略）

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことという。

一・二 （略）

の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定信用事業代理業に係る禁止行為）

第五十条の二十三 準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に  
じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二〇六 （略）

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一 （略）

2 （略）

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことという。

一・二 （略）

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第二百一十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第五十条の三十一の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五 (略)

4 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類  
似行為)

第五十条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定貯金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の

三 準用銀行法第五十二条の四十五の規定に違反する行為

四・五 (略)

4 (略)

(新設)

ものとして提供する方法を含む。)

イ 商品の名称(通称を含む。)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で情報の提供を行う特定信用事業代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 顧客が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨(イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさの文字又は数字で表示されているものに限る。)

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九まで、第五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十四において「契約締結前交付書面」という。)

(2) 第五十条の三十一の九第一項第二号に規定する契約変更書面

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等の表示方法)

第五十条の三十一の三 特定信用事業代理業者がその行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業の内容について広告又は前条に規

(新設)

定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 特定信用事業代理業者がその行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業の内容について広告等をするときは、令第二十四条の四第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第五十条の三十一の四 令第二十四条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第五十条の三十一の六、第五十条の三十一の十及び第五十条の三十一の十二第一項第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

（新設）

して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五十条の三十一の五 令第二十四条の四第三号の主務省令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該特定信用事業代理業者の所属組合が受入期間を延長する権利を有する特定貯金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定貯金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定貯金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容について誇大広告をしてはならない事項)

第五十条の三十一の六 準用金融商品取引法第三十七条第二項の主務

省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定貯金等契約の解除に関する事項
- 二 特定貯金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定貯金等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関

(新設)

(新設)

する契約締結前交付書面の記載方法)

第五十条の三十一の七 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引

法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、日本工業規格Z八三

〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十条の三十一の十一第一項第十一号に掲げる事項

二 第五十条の三十一の十一第一項第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十条の三十一の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する情報の提供の方法)

第五十条の三十一の八 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の

(新設)

(新設)

規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第五十条の三十一の十四第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 第七条の二十五第二項の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面に記載する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十条の三十一の十 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第

(新設)

(新設)

四号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称（通称を含む。）
- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 受入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- 六 最低受入金額、受入単位その他の受入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項

（新設）

- 十 受入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 十一 顧客が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該指標
- ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 十二 当該特定信用事業代理業者の所属組合が受入期間を延長する権利を有する特定貯金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定貯金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 十三 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）と特定貯金等との組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明
- 十四 変動金利貯金の金利の設定の基準となる指標、金利の設定の方法及び金利に関する事項
- 十五 当該特定貯金等契約に関する租税の概要
- 十六 顧客が当該特定信用事業代理業者の所属組合に連絡する方法
- 十七 当該特定信用事業代理業者の所属組合が対象事業者となつて

いる認定投資者保護団体の有無（対象事業者となつてゐる場合に  
あつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 その他特定貯金等の受入れに関し参考となると認められる事  
項

2 一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用  
事業代理業者が法第十一条の六の四及び第二百二十一条の五において  
読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に  
より顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合  
において、当該組合又は連合会が当該書面を交付したときは、当該  
特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交  
付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関  
する契約締結時交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十二 特定貯金等契約が成立したときに作成する  
準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及  
び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げ  
る事項を記載しなければならない。

一 当該特定信用事業代理業者の所属組合の名称

二 受入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあっては、  
当該外国通貨で表示される元本の額）

三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支  
払の対象となるかどうかの別

（新設）

- 四 受入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
  - 五 払戻しの方法
  - 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 七 受入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
  - 八 当該特定貯金等契約の成立の年月日
  - 九 当該特定貯金等契約に係る手数料等に関する事項
  - 十 顧客の氏名又は名称
  - 十一 顧客が当該特定信用事業代理業者の所属組合に連絡する方法
- 2 | 一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の六の四及び第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合又は連合会が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に關して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の十三 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既

（新設）

に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約が成立した場合には、次に掲げるときとする。

- 一 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
- 二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2| 第七条の二十九第二項の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為)

第五十条の三十一の十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号の業務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第五十条の二十三各号に掲げる行為
- 二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一

(新設)

項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う行為

三| 特定貯金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四| 特定貯金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五| 特定貯金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（報告及び資料の提出）

第五十一条（略）

2～4（略）

5 第三項第十六号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれか

（報告及び資料の提出）

第五十一条（略）

2～4（略）

5 第三項第十六号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれか

に該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第十一条の六の三、法第十一条の六の四において読み替えて  
準用する金融商品取引法第三十八条各号、準用銀行法第五十二条  
の四十五又は法第二百一十一条の五において読み替えて準用する金  
融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五 (略)

6  
8 (略)

に該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第十一条の六の三又は準用銀行法第五十二条の四十五の規定  
に違反する行為

四・五 (略)

6  
8 (略)

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年<sup>内閣</sup>農林水産省<sup>閣</sup>令第十六号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十三条 法第二十四条第四項（法第七十三条第八項、令第七条第三項並びに第九十五条第八項、第一百条第五項、第一百四条第三項及び第一百五十六条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含めないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第三項前段に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第七十八条並びに第一百三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一 農林中央金庫の子会社（法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である証券専門会社（法第七十二条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）及び有価証券関連連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等</p> <p>二 二〇四（略）</p> <p>2 法第二十四条第四項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者と</p>	<p>（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十三条 法第二十四条第四項（法第七十三条第八項、令第七条第三項並びに第九十五条第八項、第一百条第五項、第一百四条第三項及び第一百五十六条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含めないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第三項前段に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第七十八条並びに第一百三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一 農林中央金庫の子会社（法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である証券専門会社（法第七十二条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）及び証券業（同号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等</p> <p>二 二〇四（略）</p> <p>2 法第二十四条第四項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者と</p>

して行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により子会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3・4 （略）

（電子署名）

第十五条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一・二 （略）

三 令第三十三条第三項

2 （略）

（付随業務）

第五十八条 法第五十四条第四項第五号の主務省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 （略）

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十

して行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条の規定により子会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3・4 （略）

（電子署名）

第十五条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一・二 （略）

三 令第二十九条第三項

2 （略）

（付随業務）

第五十八条 法第五十四条第四項第五号の主務省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 （略）

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十

六号) 第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

七 (略)

八 法第五十四条第四項第十四号又は第十六号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

2 法第五十四条第四項第六号の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第四十条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

3 法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引(同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。))に該当するものを除く。)とする。

4 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。  
(削る)

六号) 第二条第三項に規定する商品投資受益権の受益権証書

七 (略)

八 法第五十四条第四項第十六号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

2 法第五十四条第四項第六号の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令(第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令(平成十年<sup>総理府</sup>大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

(新設)

3 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下この項において「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経

(削る)

過した日(以下この項において「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下この項において「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引(第六十五条において「金利先渡取引」という。)

二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外

(削る)

(削る)

一 (略)

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。）

(削る)

国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（第六十五条において「為替先渡取引」という。）

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引（第六十五条において「直物為替先渡取引」という。）

四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項に規定する店頭金融先物取引（前三号に該当するものを除く。第八号及び第六十五条において「店頭金融先物取引」という。）

五 (略)

(新設)

六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態

(削る)

三| 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

5|  
(略)

(預金者等に対する情報の提供)

第六十条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引(第六十五条において「クレジットデリバティブ取引」という。)

七| 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(第六十五条において「スワップ取引」という。)

八| 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等(以下「取引所金融先物取引等」という。)に該当するものを除く。第六十五条において「オプション取引」という。)

4|  
(略)

(預金者等に対する情報の提供)

第六十条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行

一〇四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は外国市場デリバティブ取引(同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ・ハ (略)

ニ 有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場(同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。)における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。)

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引(同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同条第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。)(以下「国債証券等」という。))並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券の

うものとする。

一〇四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 取引所金融先物取引等

ロ・ハ (略)

ニ 証券取引法第八条第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引又は同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場における同条第二十項に規定する有価証券先物取引と類似の取引(同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同条第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。)(第六十二条第一項第二号に

うち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 (略)

2 5 4 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第六十二条 農林中央金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三 (略)

2 5 4 (略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第六十三条 農林中央金庫は、投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）が農林中央金庫の事務所等の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券

において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 (略)

2 5 4 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第六十二条 農林中央金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三 (略)

2 5 4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第六十三条 農林中央金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が農林中央金庫の事務所等の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この

、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、農林中央金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（特定取引勘定）

第六十五条（略）

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもので並びに次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売買（国債等（法第五十四条第四項第四号に規定する国債等をいう。以下この条において同じ。）、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債、同号ホに掲げる短期社債及び同号へに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号にお

条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、農林中央金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（特定取引勘定）

第六十五条（略）

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売買（国債等（法第五十四条第四項第四号に規定する「国債等」をいう。以下この条において同じ。）、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債、同号ニに掲げる短期社債及び同号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下

て「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十五号及び第十六号に掲げるものを除く。）

二 (略)

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第五十四条第六項第一号へに掲げる特定短期社債に係るものを除く。）  
（）、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債及び同号ホに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五

この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに証券取引法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引（以下この号において「有価証券先渡取引」という。）に限る。）  
（）、同条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券店頭デリバティブ取引」という。）（有価証券先渡取引を除く。）  
（）、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引（第十六号において「有価証券指数等先物取引」という。）  
（）、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（第十六号において「有価証券オプション取引」という。）  
（）及び同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引（第十六号において「外国証券先物取引」という。）（第十五号及び第十六号に掲げるものを除く。）

二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第五十四条第六項第一号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。）  
（）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第

条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四・五（略）

六 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

七 削除

八（略）

九及び十 削除

十一（略）

十二 第五十八条第四項第二号に掲げる取引

十三 削除

十四 第五十八条第四項第三号に掲げる取引

十五 法第五十四条第四項第十八号の規定により営むことができる有価証券関連店頭デリバティブ取引（同条第六項第六号に規定する有価証券関連店頭デリバティブ取引をいう。）

十六 法第五十四条第七項の規定により営むことができる業務に係

一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四・五（略）

六 金利先渡取引

七 為替先渡取引

八（略）

九 直物為替先渡取引

十 店頭金融先物取引

十一（略）

十二 クレジットデリバティブ取引（資金の貸付けその他の信用供与に係る債権のうち、当該取引に付随するものの取得又は譲渡を含む。第五項において同じ。）

十三 スワップ取引

十四 オプション取引

十五 法第五十四条第四項第十八号の規定により営むことができる有価証券店頭デリバティブ取引

十六 法第五十四条第七項の規定により営むことができる業務に係

る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

十七 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時にいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するため必要な措置を講じなければならない。

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。） 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二項第三号、第四号及び第六号に掲げる取引並びに有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び先物外国為替取引 当該

る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、

有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

十七 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時にいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するため必要な措置を講じなければならない。

一 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所若しくは同条第三項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 金利先物取引、為替先物取引、先物外国為替取引、直物為替先物取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指

取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十八条第四項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、店頭デリバティブ取引（前二号に掲げる取引に該当するものを除く。）及び商品デリバティブ取引 前三号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（内部規則等）

第七十一条 農林中央金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、

標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前三号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（内部規則等）

第七十一条 農林中央金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、

顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（同一人に対する信用の供与等）

第七十二条（略）

2・3（略）

4 令第七条第五項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるものうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであった社債の保有

二（略）

- 三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手形（次号において「約束手形」という。）として計上されるもの

四・五（略）

顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（同一人に対する信用の供与等）

第七十二条（略）

2・3（略）

4 令第七条第五項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるものうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであった社債の保有

二（略）

- 三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第八号に規定する約束手形（次号において「約束手形」という。）として計上されるもの

四・五（略）

(法第五十八条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第七十三条 法第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等という。以下同じ。)の額(第七十六条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四〇六 (略)

2・3 (略)

(農林中央金庫の業務に係る禁止行為)

第八十五条 法第五十九条の二第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

(法第五十八条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第七十三条 法第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等という。以下同じ。)の額(第七十六条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

第八条第二十一項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四〇六 (略)

2・3 (略)

(農林中央金庫の業務に係る禁止行為)

第八十五条 法第五十九条の二第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三 (略)

(特定預金等)

第八十五条の二 法第五十九条の三の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの(以下この号において「違約金等」という。)を支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの

二 預金等のうち、外国通貨で表示されるもの

三 預金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号(ロを除く。)に掲げる取引(通貨の売買に係るものに限る。)が付随するもの

(契約の種類)

第八十五条の三 法第五十九条の三において読み替えて準用する金融

商品取引法(次条から第八十五条の二十八までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の主務省令で定めるものは、特定預金等契約(法第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)とする。

二・三 (略)

(新設)

(新設)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)  
第八十五条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

(新設)

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)  
とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第八十五条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号の

主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家(金融商品取引法第二条第三

十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾をした農林中央金庫から対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であっても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第八十五条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 農林中央金庫（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する農林中央金庫との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は農林中央金庫の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電

（新設）

子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第九条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去すること

ができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、農林中央金庫の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は農林中央金庫の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第八十五条の七 令第九条第一項及び第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 前条第一項各号又は第八十五条の十第一項各号に掲げる方法のうち農林中央金庫が用いるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第八十五条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第八十五条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に

(新設)

(新設)

掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をした農林中央金庫から対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第八十五条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）

以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計

（新設）

算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、農林中央金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、農林中央金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)  
第八十五条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

(新設)

- 
- 二 其の締結した商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。
  - 2 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第一号の主務省令で定める個人は、次に掲げる者とする。
    - 一 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）
      - イ 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。
      - ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
    - 二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三條第一項に規定する有限責任事業組合を縮結して組合（同法第二條に規定する有限責任事業組合をいう。）の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）
      - イ 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。
      - ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
-

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第八十五条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ 法第五十九条の三に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による

(新設)

金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六  
条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年  
法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、  
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の  
二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二  
百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法  
（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定  
預金等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、  
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九  
条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三  
百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻  
金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二十四条の二に  
規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第  
三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に農林中央金庫との間で特定預金等契約を締結し  
た日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合  
の期限日）

第八十五条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項におい

(新設)

て準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。

）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用

金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第八十五条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項におい

(新設)

て準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項

において同じ。) に関して申出者が当該各号に定める者である場合  
(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。  
) には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用  
金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事  
項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の  
定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつ  
ても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において  
準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による  
承諾をした農林中央金庫から対象契約に関して特定投資家として  
取り扱われることになる旨

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告の類似行為)

第八十五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で  
定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関す  
る法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般  
信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供す  
る同条第二項に規定する信書便をいう。第四百四十七条の二において  
同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特  
定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第  
二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第四百四十七

(新設)

条の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で情報の提供を行う農林中央金庫の名称又はその通称

ハ 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさの文字又は数字で表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面  
(第八十五条の二十から第八十五条の二十二まで、第八十五条の二十四及び第八十五条の二十七において「契約締結前交付書面」という。)

(2) 第八十五条の二十二第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第八十五条の二十二第一項第三号ロに規定する契約変更書面

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)

第八十五条の十六 農林中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 農林中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告等をするときは、令第十一条第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

(新設)

第八十五条の十七 令第十一条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第八十五条の十九、第八十五条の二十三及び第八十五条の二十五第一項第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（新設）

（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第八十五条の十八 令第十一条第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 農林中央金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等に  
あつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が  
市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の  
不利益となる事実

（特定預金等契約の締結の業務の内容について誇大広告をしてはならない事項）

第八十五条の十九 準用金融商品取引法第三十七条第二項の主務省令

（新設）

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定預金等契約の解除に関する事項
- 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- 四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法）

第八十五条の二十 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第八十五条の二十四第一項第十一号に掲げる事項
- 二 第八十五条の二十四第一項第十二号に掲げる事項

（新設）

3 | 農林中央金庫は、契約締結前交付書面には、第八十五条の二十四  
第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三  
第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととな  
る特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイ  
ント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面  
の最初に平易に記載するものとする。

(特定預金等契約に関する情報の提供の方法)

第八十五条の二十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規  
定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより  
行うものとする。

(新設)

(特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場  
合)

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただ  
し書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 第八十五条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に  
掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。  
 )に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該  
 特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一  
 項第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十五条の二十四第  
 一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第八十五条  
 の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「

外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。)

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第八十五条の二十七第二号ハにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2| 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並びに第八十五条の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3| 外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等書

面を交付したものとみなされた日を含む。) から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り。) には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日(第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。) から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面に記載する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第八十五条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。) 及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることが

(新設)

できない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七

号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称（通称を含む。）
- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該指標

(新設)

- ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 十二 農林中央金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明
- イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
- ロ 法第五十四条第四項第十六号に規定する金融等デリバティブ取引
- ハ 先物外国為替取引
- ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）
- ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）
- 十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が農林中央金庫に連絡する方法

十七 農林中央金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい  
る認定投資者保護団体（同法第七十九条の十一第一項に規定する認  
定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者とな  
つていない場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事  
項

2 | 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金  
庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替  
えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧  
客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合におい  
て、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林  
中央金庫は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項  
各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第八十五条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用  
金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次  
条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事  
項を記載しなければならない。

一 農林中央金庫という名称

（新設）

- 
- 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
  - 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
  - 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
  - 五 払戻しの方法
  - 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
  - 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
  - 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
  - 十 顧客の氏名又は名称
  - 十一 顧客が農林中央金庫に連絡する方法
- 2
- 一 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林中央金庫は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。
- （特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場
-

合)

第八十五条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2| 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並

(新設)

びに第八十五条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（特定預金等契約の締結の業務に係る禁止行為）

第八十五条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第八十五条各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投

（新設）

資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四條の三第四項（準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

三 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（特定投資家を相手方とする場合における行為規制の適用除外の例外）

第八十五条の二十八 準用金融商品取引法第四十五条ただし書の主務省令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（募集農林債に関する事項）

第八十七条 令第十四条第十二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 数回に分けて募集農林債（法第六十五条に規定する募集農林債をいう。以下同じ。）と引替えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額（令第十四条第八号に規定する払込金額をいう。）

二 (略)

（書面の交付）

第八十九条 法第六十五条の二第二項第三号の主務省令で定める事項は、農林中央金庫が令第十四条第八号の最低金額を定めた場合において、募集農林債の引受けの申込みをする者が希望する払込金額とする。

（新設）

（募集農林債に関する事項）

第八十七条 令第十条第十二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 数回に分けて募集農林債（法第六十五条に規定する募集農林債をいう。以下同じ。）と引替えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額（令第十条第八号に規定する払込金額をいう。）

二 (略)

（書面の交付）

第八十九条 法第六十五条の二第二項第三号の主務省令で定める事項は、農林中央金庫が令第十条第八号の最低金額を定めた場合において、募集農林債の引受けの申込みをする者が希望する払込金額とする。

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第九十条 法第六十五条の二第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、農林中央金庫が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項に規定する通知事項を提供している場合とする。

一 農林中央金庫が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

三 法第六十六条の規定に基づく公告により令第十七条各号の事項を提供している場合

(売出しの場合の通知事項)

第九十一条 第八十八条の規定は、令第十七条第五号の主務省令で定める事項について準用する。

(農林債原簿記載事項)

第九十二条 令第二十二條第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(農林債原簿記載事項の記載等の請求)

第九十四条 令第二十九條第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第九十条 法第六十五条の二第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、農林中央金庫が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項に規定する通知事項を提供している場合とする。

一 農林中央金庫が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

三 法第六十六条の規定に基づく公告により令第十三條各号の事項を提供している場合

(売出しの場合の通知事項)

第九十一条 第八十八条の規定は、令第十三條第五号の主務省令で定める事項について準用する。

(農林債原簿記載事項)

第九十二条 令第十八條第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(農林債原簿記載事項の記載等の請求)

第九十四条 令第二十五條第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 農林債の取得者（以下この条において「取得者」という。）が農林債の債権者として農林債原簿に記載若しくは記録された者又はその一般承継人に対して当該取得者の取得した農林債に係る令第二十九条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二（四）（略）

2 前項の規定にかかわらず、取得者が取得した農林債が債券を発行する定めがあるものである場合には、令第二十九条第二項に規定する主務省令で定める場合は、取得者が農林債の債券を提示して請求をした場合とする。

（証券専門会社等の業務等）

第九十五条 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二（略）

三 第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号

一 農林債の取得者（以下この条において「取得者」という。）が農林債の債権者として農林債原簿に記載若しくは記録された者又はその一般承継人に対して当該取得者の取得した農林債に係る令第二十五条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二（四）（略）

2 前項の規定にかかわらず、取得者が取得した農林債が債券を発行する定めがあるものである場合には、令第二十五条第二項に規定する主務省令で定める場合は、取得者が農林債の債券を提示して請求をした場合とする。

（証券専門会社等の業務等）

第九十五条 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

（新設）

一（略）

二 第九十七条第二項各号に掲げる業務（同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等（法第七十二

までに掲げる業務については、信託子会社等（法第七十二条第二項第六号に掲げる信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。）

2 法第七十二条第一項第三号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

3 法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である

条第二項第六号に掲げる信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。次項第四号において同じ。）

2 法第七十二条第一項第三号の主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

（新設）

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 第九十七条第二項各号に掲げる業務

3 法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第十六条に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原

会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。

一〇三 (略)

4〇8 (略)

(従属業務等)

第九十七条 (略)

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一〇三 (略)

四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

五 削除

六・七 (略)

八 法第五十四条第四項に掲げる業務（同項第十号に掲げる業務、有価証券関連連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

九〇十一 (略)

簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。

一〇三 (略)

4〇8 (略)

(従属業務等)

第九十七条 (略)

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一〇三 (略)

四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六・七 (略)

八 法第五十四条第四項に掲げる業務（同項第十号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第十二号及び第十三号に掲げる業務）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

九〇十一 (略)

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

十三 削除

十四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

十五 十九 (略)

二十 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五條に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十一 (略)

二十二 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務(外国におけるこれらと同種類のものを含み、投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。)

十二 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百十四号)第二条第一項に規定する抵当証券業

十三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業(同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。)

十四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業

十五 十九 (略)

二十 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十一 (略)

二十二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業(外国におけるこれらと同種類のものを含み、同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。))を含む

二十三 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

二十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十二号及び前二号に該当するものを除く。）

二十三の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十四～二十九 （略）

二十九の二 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

二十九の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し

む。）

二十三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

（新設）

（新設）

二十四～二十九 （略）

（新設）

（新設）

て対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

三十 (略)

三十一 有価証券に関する顧客の代理

三十二・三十三 (略)

三十四 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

三十五～三十九 (略)

3～7 (略)

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第九十七条第二項第一号から第二十九号の三までに掲げる業務  
二・三 (略)

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 (略)

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

三十 (略)

三十一 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

三十二・三十三 (略)

三十四 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第十三号に該当するものを除く。）

三十五～三十九 (略)

3～7 (略)

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第九十七条第二項第一号から第二十九号までに掲げる業務  
二・三 (略)

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 (略)

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、取締役、執行役、会計参与、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は信用金庫法第八十九条第三項におい

イ〜ハ (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、取締役、執行役、会計参与、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又

て準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(7) (略)

ホ～チ (略)

五・六 (略)

(農林中央金庫代理業に係る内部規則等)

第百三十五条 農林中央金庫代理業者は、その営む農林中央金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引

は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(7) (略)

ホ～チ (略)

五・六 (略)

(農林中央金庫代理業に係る内部規則等)

第百三十五条 農林中央金庫代理業者は、その営む農林中央金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏ま

を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（農林中央金庫代理業に係る禁止行為）

第百三十九条 準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む農林中央金庫代理業の内容及び方法に  
じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二（略）

（農林中央金庫代理業者の届出等）

第百四十七条 （略）

2 （略）

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

えた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（農林中央金庫代理業に係る禁止行為）

第百三十九条 準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む農林中央金庫代理業の内容及び方法に  
じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二（略）

（農林中央金庫代理業者の届出等）

第百四十七条 （略）

2 （略）

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第四百七十七条の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四〇六 (略)

4 (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告の類似行為)

第四百七十七条の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五の規定に違反する行為

四〇六 (略)

4 (略)

(新設)

品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で情報の提供を行う農林中央金庫代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさの文字又は数字で表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（第四百七十七条の七から第四百七十七条の九まで、第四百七十七条の十一及び第四百七十七条の十四において「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第四百七十七条の九第一項第二号に規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等の表示方法）

第四百七十七条の三 農林中央金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定す

（新設）

る行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 農林中央金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第四十六条第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大ききで表示するものとする。

（特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に  
表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第四百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第四百四十七条の六、第四百四十七条の十及び第四百四十七条の十二第一項第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

（新設）

して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第四百七十七条の五 令第四十六条第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 農林中央金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあっては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容について誇大広告をしてはならない事項)

第四百七十七条の六 準用金融商品取引法第三十七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定預金等契約の解除に関する事項
- 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

(新設)

(新設)

第四百四十七条の七 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四百四十七条の十一第一項第十一号に掲げる事項

二 第四百四十七条の十一第一項第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第四百四十七条の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する情報の提供の方法)

第四百四十七条の八 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行

(新設)

(新設)

うものとする。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第四百四十七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし

書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第四百四十七条の十四第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 第八十五条の二十二第二項の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面に記載する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第四百四十七条の十 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名

(新設)

(新設)

称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第四百四十七条の十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称（通称を含む。）
- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方

（新設）

法を含む。)

十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十二 農林中央金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

ロ 法第五十四条第四項第十六号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。)

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外

国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が農林中央金庫に連絡する方法

十七 農林中央金庫が対象事業者となつている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となつている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

## 2

一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、農林中央金庫が当該書面を交付したときは、当該農林中央金庫代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第四百四十七条の十二 特定預金等契約が成立したときに作成する準用

金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農林中央金庫という名称
  - 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
  - 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別
  - 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
  - 五 払戻しの方法
  - 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
  - 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
  - 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
  - 十 顧客の氏名又は名称
  - 十一 顧客が農林中央金庫に連絡する方法
- 2 | 一 の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において

（新設）

て、農林中央金庫が当該書面を交付したときは、当該農林中央金庫  
代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項  
第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関  
して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第四百七条の十三 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法  
第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成  
立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特  
定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるときとする。

- 一 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締  
結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
- 二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締  
結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては  
、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付  
しているとき。

2 第八十五条の二十六第二項の規定は、前項第二号の規定による書  
面の交付について準用する。

(特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為)

第四百七条の十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省  
令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第三百二十九条各号に掲げる行為

(新設)

(新設)

- 
- 二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う行為
- 三 特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 四 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
- 五 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
-

<p>(届出事項)  第百五十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫等又はその従業者（農林中央金庫等が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第五十九条の二、法第五十九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号、準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>4〇6 (略)</p>	<p>(届出事項)  第百五十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫等又はその従業者（農林中央金庫等が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第五十九条の二又は準用銀行法第五十二条の四十五の規定に違反する行為</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>4〇6 (略)</p>
---	---

別紙様式第1号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 事業報告  
 [ 年 月 日まで ]

(略)

- 1 (略)
- 2 金庫の現況

- (1) (略)
- (2) 出資者数及び出資口数の状況 (当年度末現在)

イ・ロ (略)

ハ、優先出資

出資一口の金額 円

区分	出資者数	割合 (%)	出資口数	割合 (%)	発行 (引受) 価額	割合 (%)
政府及び 地方公共団体						
金融機関						
金融商品取引 業者						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)						
個人その他						
計		100		100		100

(記載上の注意)

(略)

(3)~(6) (略)

3・4 (略)

別紙様式第1号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 事業報告  
 [ 年 月 日まで ]

(略)

- 1 (略)
- 2 金庫の現況

- (1) (略)
- (2) 出資者数及び出資口数の状況 (当年度末現在)

イ・ロ (略)

ハ、優先出資

出資一口の金額 円

区分	出資者数	割合 (%)	出資口数	割合 (%)	発行 (引受) 価額	割合 (%)
政府及び 地方公共団体						
金融機関						
証券会社						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)						
個人その他						
計		100		100		100

(記載上の注意)

(略)

(3)~(6) (略)

3・4 (略)

別紙様式第2号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)  
 年度 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第3号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)  
 年度 ( 年 月 日から 年 月 日まで) 損益計算書  
 (略)

(単位：百万円)

科目	金額
科 目	金 額

別紙様式第2号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)  
 年度 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第3号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)  
 年度 ( 年 月 日から 年 月 日まで) 損益計算書  
 (略)

(単位：百万円)

科目	金額
科 目	金 額

特別利益	益	
分別利益	益	
固定資産処分益	益	
貸倒引当金戻立	益	
償却債権取立	益	
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	益	
その他の特別利益	益	
特別損失	損失	
固定資産処分損失	損失	
減損	損失	
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	損失	
その他の特別損失	損失	
(略)		

(略)

別紙様式第6号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)  
 年度 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

(単位：百万円)

科目	目	金額	科目	目	金額
(資産の部)			(負債の部)		
(略)			(略)		
			特別法上の引当金		

特別利益	益	
分別利益	益	
固定資産処分益	益	
貸倒引当金戻立	益	
償却債権取立	益	
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	益	
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	益	
その他の特別利益	益	
特別損失	損失	
固定資産処分損失	損失	
減損	損失	
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	損失	
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	損失	
その他の特別損失	損失	
(略)		

(略)

別紙様式第6号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)  
 年度 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

(単位：百万円)

科目	目	金額	科目	目	金額
(資産の部)			(負債の部)		
(略)			(略)		
			特別法上の引当金		

		金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第7号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書  
(略)

(単位：百万円)

科目 (略)	金額
特別利益	益
固定資産処分益	益
貸倒引当金戻立益	益
償却債権取立益	益
金融商品取引責任準備金取崩額	
その他の特別利益	益
特別損処分損	失
固定資産損	損
減損	失
金融商品取引責任準備金繰入額	

		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第7号 (第25条第1項関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書  
(略)

(単位：百万円)

科目 (略)	金額
特別利益	益
固定資産処分益	益
貸倒引当金戻立益	益
償却債権取立益	益
金融先物取引責任準備金取崩額	
証券取引責任準備金取崩額	
その他の特別利益	益
特別損処分損	失
固定資産損	損
減損	失
金融先物取引責任準備金繰入額	

その他の特別損失  
(略)

(略)

別紙様式第8号(第111条第1項関係) 業務報告書 (日本工業規格A4)

(略)

第1 事業概況書

年度 [ 年 月 日から ] 事業概況書  
[ 年 月 日まで ]

1～4 (略)

5 出資者数及び出資口数の状況(当年度末現在)

(1)・(2) (略)

(3) 優先出資

出資一口の金額 円

区分	出資者数	構成割合(%)	出資口数	構成割合(%)
政府及び地方公共団体				
金融機関				
金融商品取引業者				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)				
個人その他				
計		100		100

証券取引責任準備金繰入額  
その他の特別損失  
(略)

(略)

別紙様式第8号(第111条第1項関係) 業務報告書 (日本工業規格A4)

(略)

第1 事業概況書

年度 [ 年 月 日から ] 事業概況書  
[ 年 月 日まで ]

1～4 (略)

5 出資者数及び出資口数の状況(当年度末現在)

(1)・(2) (略)

(3) 優先出資

出資一口の金額 円

区分	出資者数	構成割合(%)	出資口数	構成割合(%)
政府及び地方公共団体				
金融機関				
証券会社				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)				
個人その他				
計		100		100

(記載上の注意)

(略)

6～15 (略)

(略)

別紙様式第9号 (第111条第1項関係) 業務報告書 (日本工業規格A4)

(略)

第1 事業概況書

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 事業概況書

1～4 (略)

5 出資者数及び出資口数の状況 (当年度末現在)

(1)・(2) (略)

(3) 優先出資

出資一口の金額 円

区分	出資者数	構成割合(%)	出資口数	構成割合(%)
政府及び地方公共団体				
金融機関				
金融商品取引業者				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)				
個人その他				
計		100		100

(記載上の注意)

(略)

(記載上の注意)

(略)

6～15 (略)

(略)

別紙様式第9号 (第111条第1項関係) 業務報告書 (日本工業規格A4)

(略)

第1 事業概況書

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 事業概況書

1～4 (略)

5 出資者数及び出資口数の状況 (当年度末現在)

(1)・(2) (略)

(3) 優先出資

出資一口の金額 円

区分	出資者数	構成割合(%)	出資口数	構成割合(%)
政府及び地方公共団体				
金融機関				
証券会社				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)				
個人その他				
計		100		100

(記載上の注意)

(略)

6～16 (略)	(略)	6～16 (略)	(略)
----------	-----	----------	-----

○ 農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵農林水産省令第一号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（募集事項の通知等を要しない場合）</p> <p>第三条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。</p> <p>一 金融商品取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書</p> <p>二 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類</p> <p>三 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書</p> <p>四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書</p>	<p>（募集事項の通知等を要しない場合）</p> <p>第三条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。</p> <p>一 証券取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第五条第一項の届出書</p> <p>二 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類</p> <p>三 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書</p> <p>（新設）</p>

<p>五  <u>金融商品取引法</u>第二十七条において準用する同法第二十四条の  五第一項に規定する半期報告書</p> <p>六  <u>金融商品取引法</u>第二十七条において準用する同法第二十四条の  五第四項に規定する臨時報告書</p> <p>(募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対する通知を  要しない場合)</p> <p>第九条 <u>法</u>第九条第四項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲  げる場合であつて、農水産業協同組合が同条第一項の申込みをしよ  うとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とす  る。</p> <p>一 当該農水産業協同組合が<u>金融商品取引法</u>の規定に基づき目論見  書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合</p> <p>二 (略)</p>	<p>四  <u>証券取引法</u>第二十七条において準用する同法第二十四条の五第  一項に規定する半期報告書</p> <p>五  <u>証券取引法</u>第二十七条において準用する同法第二十四条の五第  四項に規定する臨時報告書</p> <p>(募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対する通知を  要しない場合)</p> <p>第九条 <u>法</u>第九条第四項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲  げる場合であつて、農水産業協同組合が同条第一項の申込みをしよ  うとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とす  る。</p> <p>一 当該農水産業協同組合が<u>証券取引法</u>の規定に基づき目論見書に  記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合</p> <p>二 (略)</p>
--	--

○ 農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（平成十四年内閣府令第一号）（第五条関係）  
農林水産省

改正案	現行
<p>（農林中央金庫と特殊の関係のある会社）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項に規定する「特定子会社等」とは、農林中央金庫の子法人等又は関連法人等である者のうち、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者</p> <p>二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務（前号に掲げる者が行う業務に該当するものを除く。）を営む者</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 農林中央金庫についての法第三条第一項の主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものの上場され</p>	<p>（農林中央金庫と特殊の関係のある会社）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項に規定する「特定子会社等」とは、農林中央金庫の子法人等又は関連法人等である者のうち、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社</p> <p>二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務を営む者</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 農林中央金庫についての法第三条第一項の主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものの上場されている株</p>

ている株式の発行者である会社又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されている株式の発行者である会社以外の会社が発行する株式

四 (略)

2 (略)

(株式に準ずるもの)

第三条 農林中央金庫についての法第三条第一項の株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資

二 (略)

式の発行者である会社又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されている株式の発行者である会社以外の会社が発行する株式

四 (略)

2 (略)

(株式に準ずるもの)

第三条 農林中央金庫についての法第三条第一項の株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資

二 (略)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 組合（改正法第八条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号。以下「新農業協同組合法」という。）第五条に規定する組合をいう。以下この条から附則第七条までにおいて同じ。）がこの命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用者との間で外貨貯金等（第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「新農業協同組合等信用事業命令」という。）第十条の二十四第一項第一号に規定する外貨貯金等をいう。次項において同じ。）に係る特定貯金等契約（新農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下この条から附則第四条まで及び附則第七条において同じ。）を締結しようとする場合における新農業協同組合法第十一条の二の四において読み替えて準用する改正法第三条の規定による改正後の金融商品取

引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、当該利用者が施行日から起算して三月以内に当該特定貯金等契約を締結しようとする場合（当該利用者から契約締結前交付書面（新農業協同組合等信用事業命令第十条の十七第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第七条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

2 施行日以後に外貨貯金等に係る特定貯金等契約が成立した場合における新農業協同組合法第十一条の二の四において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定貯金等契約が成立した場合（当該利用者から契約締結時交付書面（新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十七第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。以下この条及び附則第七条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

3 前二項の場合において、組合は、施行日から起算して三月以内に当該利用者に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨貯金等書面（新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第一項第

一号に規定する外貨貯金等書面をいう。附則第六条において同じ。）を交付しなければならない。

第三条 組合又は特定信用事業代理業者（新農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に利用者（当該組合との間で施行日前に特定貯金等契約に相当する契約を締結した者に限る。）又は顧客（当該特定信用事業代理業者による代理又は媒介により施行日前に特定貯金等契約に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定貯金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行おうとする場合における新農業協同組合法第十一条の二の四又は第九十二条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、当該利用者又は顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定貯金等契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、組合又は特定信用事業代理業者は、特定貯金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の利用者又は顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

第四条 新農業協同組合等信用事業命令第十条の十四第三号の適用については、施行日前に締結した特定貯金等契約に相当する契約は、同号の特定貯金等契約とみなす。

第五条 新農業協同組合等信用事業命令第十条の十八及び第五十七条の三十一の三の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第六条 組合は、施行日前においても、新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第一項第一号又は第十條の二十八第一項第一号の規定の例により、利用者に対し、書面を交付することができる。この場合において、当該組合は、新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第一項第一号又は第十條の二十八第一項第一号の規定により当該利用者に対して外貨貯金等書面を交付したものとみなす。

2 新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第一項第一号及び第三項又は第十條の二十八第一項第一号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第一項第一号及び第三項又は第十條の二十八第一項第一号及び第三項の外貨貯金等書面を交付した日とみなす。

第七条 組合は、施行日以後に特定貯金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定貯金等契約と同一の内容の契約について、利用者に対し、新農業協同組合法第十一条の二の四において読み

替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該利用者に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第一項第二号の規定を適用する。

2 組合は、施行日以後に特定貯金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定貯金等契約と同の内容の契約について、利用者に対し、新農業協同組合法第十一条の二の四において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該利用者に対し、同項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなして、新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十八第一項第二号の規定を適用する。

3 新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第一項第二号及び第四項又は第十条の二十八第一項第二号及び第四項の適用については、前二項の規定により書面を交付した日を新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十八第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

第八条 この命令の施行の際現に証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

る法律（以下この条並びに附則第十五条及び第二十二條において「整備法」という。）第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第一條の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号。以下この条並びに附則第十五條及び第二十二條において「旧抵当証券業規制法」という。）の規定により行っている旧抵当証券業規制法第二條第一項に規定する抵当証券業については、第一條の規定による改正前の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五條第二項第五号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

（漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第九條 組合（第二條の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業に関する命令（以下「新漁業協同組合等信用事業命令」という。）第三條第一項第四号に規定する組合をいう。以下この条から附則第十四條までにおいて同じ。）又は連合会（同号に規定する連合会をいう。以下この条から附則第十四條までにおいて同じ。）が施行日以後に利用者との間で外貨貯金等（新漁業協同組合等信用事業命令第七條の二十五第一項第一号に規定する外貨貯金等をいう。次項において同じ。）に係る特定貯金等契約（改正法第九條

の規定による改正後の水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「新水産業協同組合法」という。）第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下この条から附則第十一条まで及び附則第十四条において同じ。）を締結しようとする場合における新水産業協同組合法第十一条の六の四（新水産業協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、当該利用者が施行日から起算して三月以内に当該特定貯金等契約を締結しようとする場合（当該利用者から契約締結前交付書面（新漁業協同組合等信用事業命令第七条の十八第三号ニ（1）に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第十四条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

2 施行日以後に外貨貯金等に係る特定貯金等契約が成立した場合における新水産業協同組合法第十一条の六の四において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定貯金等契約が成立した場合（当該利用者から契約締結時交付書面（新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十八第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。

以下この条及び附則第十四条において同じ。)の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)とする。

3 前二項の場合において、組合又は連合会は、施行日から起算して三月以内に当該利用者に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨貯金等書面(新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十五第一項第一号に規定する外貨貯金等書面をいう。附則第十三条において同じ。)を交付しなければならぬ。

第十条 組合若しくは連合会又は特定信用事業代理業者(新水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下この条において同じ。)が施行日以後に利用者(当該組合又は連合会との間で施行日前に特定貯金等契約に相当する契約を締結した者に限る。)又は顧客(当該特定信用事業代理業者による代理又は媒介により施行日前に特定貯金等契約に相当する契約を締結した者に限る。)を相手方とする特定貯金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行おうとする場合における新水産業協同組合法第十一条の六の四又は第二百一条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、当該利用者又は顧客が施行日から起算して三月以

内に当該特定貯金等契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、組合若しくは連合会又は特定信用事業代理業者は、特定貯金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の利用者又は顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

第十一条 新漁業協同組合等信用事業命令第七条の十五第三号の適用については、施行日前に締結した特定貯金等契約に相当する契約は、同号の特定貯金等契約とみなす。

第十二条 新漁業協同組合等信用事業命令第七条の十九及び第五十条の三十一の三の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第十三条 組合又は連合会は、施行日前においても、新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十五第一項第一号又は第七条の二十九第一項第一号の規定の例により、利用者に対し、書面を交付することができる。この場合において、当該組合又は連合会は、新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十五第一項第一号又は第七条の二十九第一項第一号の規定により当該利用者に対して外貨貯金等書面を交付したものとみなす。

2 新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十五第一項第一号及び第三項又は第七条の二十九第一項第一号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十五第一項第一号及び第三項又は第七条の二十九第一項第一号及び第三項の外貨貯金等書面を交付した日とみなす。

第十四条 組合又は連合会は、施行日以後に特定貯金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定貯金等契約と同一の内容の契約について、利用者に対し、新水産業協同組合法第十一条の六の四において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該利用者に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十五第一項第二号の規定を適用する。

2 組合又は連合会は、施行日以後に特定貯金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定貯金等契約と同一の内容の契約について、利用者に対し、新水産業協同組合法第十一条の六の四において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該利用者に対し、同項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなして、新漁業協同組合等

信用事業命令第七条の二十九第一項第二号の規定を適用する。

3 新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十五第一項第二号及び第四項又は第七条の二十九第一項第二号及び第四項の適用については、前二項の規定により書面を交付した日を新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十五第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新漁業協同組合等信用事業命令第七条の二十九第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

第十五条 この命令の施行の際現に整備法第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により行っている旧抵当証券業規制法第二条第一項に規定する抵当証券業については、第二条の規定による改正前の漁業協同組合等の信用事業に関する命令第二十六条第三項第四号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 農林中央金庫が施行日以後に顧客との間で外貨預金等（第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下「新農林中央金庫法施行規則」という。）第八十五条の二十二第一項第一号に規定する外貨預金等をいう。次項において同じ。）に係る特定預金等契約（改正法第十九条の規定による改正後

の農林中央金庫法（以下「新農林中央金庫法」という。）第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。以下この条から附則第十八条まで及び附則第二十一条において同じ。）を締結しようとする場合における新農林中央金庫法第五十九条の三において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合（当該顧客から契約締結前交付書面（新農林中央金庫法施行規則第八十五条の十五第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第二十一条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

2 施行日以後に外貨預金等に係る特定預金等契約が成立した場合における新農林中央金庫法第五十九条の三において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約が成立した場合（当該顧客から契約締結時交付書面（新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十五第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。以下この条及び附則第二十一条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

3 前二項の場合において、農林中央金庫は、施行日から起算して三月以内に当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨預金等書面（新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十二第一項第一号に規定する外貨預金等書面をいう。附則第二十条において同じ。）を交付しなければならない。

第十七条 農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者（新農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に顧客（農林中央金庫との間で施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者又は当該農林中央金庫代理業者による代理又は媒介により施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行おうとする場合における新農林中央金庫法第五十九条の三又は第九十五条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者は、特定預金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

第十八条 新農林中央金庫法施行規則第八十五条の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定預金等契約に相当する契約は、同号の特定預金等契約とみなす。

第十九条 新農林中央金庫法施行規則第八十五条の十六及び第四百四十七条の三の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第二十条 農林中央金庫は、施行日前においても、新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十二第一項第一号又は第八十五条の二十六第一項第一号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。この場合において、農林中央金庫は、新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十二第一項第一号又は第八十五条の二十六第一項第一号の規定により当該顧客に対して外貨預金等書面を交付したものとみなす。

2 新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十二第一項第一号及び第三項又は第八十五条の二十六第一項第一号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十二第一項第一号及び第三項又は第八十五条の二十六第一項第一号及び第三項の外貨預金等書面を交付した日とみなす。

第二十一条 農林中央金庫は、施行日以後に特定預金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新農林中央金庫法第五十九条の三において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときは、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十二第一項第二号の規定を適用する。

2 農林中央金庫は、施行日以後に特定預金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新農林中央金庫法第五十九条の三において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなして、新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十六第一項第二号の規定を適用する。

3 新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十二第一項第二号及び第四項又は第八十五条の二十六第一項第二号及び第四項の適用については、前二項の規定により書面を交付した日を新農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十二第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新農林中央金庫法施行規則第八十

五条の二十六第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

第二十二條 この命令の施行の際現に整備法第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により行っている旧抵当証券業規制法第二条第一項に規定する抵当証券業については、第三条の規定による改正前の農林中央金庫法施行規則第九十七條第二項第十二号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。